

請求書の押印省略について

この件のお問い合わせは川崎市会計室審査課へ

【問い合わせ先】

川崎市会計室審査課

審査第1係 044-200-3330

審査第2係 044-200-3813

審査第3係 044-200-3328

事業者各位

日頃から市政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、事務の効率化を図るため、本市で口座登録(※注)されている事業者(個人事業主も含む)につきましては、請求日が令和4年4月1日(金)以降の請求書から押印を不要とします。

押印を省略した請求書は、電子メールでの送付を可とします。その際は、データをPDF化し、パスワードを設定の上、送付してください。

(圧縮ファイル(ZIPファイル)にパスワードを設定する方法でも結構です。)

※注：川崎市競争入札参加資格名簿に登録されている方は、口座登録済です。

なお、従前どおり、押印のある請求書を提出していただくことも可能ですが、その際は、郵送又は手渡しにより送付をお願いいたします。

企業会計(上下水道局、交通局)についても同様の見直しを行っていますが、それぞれにおいて取扱いを定めており、一部異なる場合もあります。

詳しくは下記の各企業会計担当部署にお問い合わせください。

また、病院局はこれまでどおり、請求書に押印が必要となります。

【企業会計の問い合わせ先】

上下水道局総務部財務課 044-200-3108

交通局企画管理部経理課 044-200-3227

病院局総務部経営企画室 044-200-3856